

年末の 交通安全県民運動

令和5年 12月1日(金)~12月31日(日)

運動の重点

- ① 子どもと高齢者を始めとする交通事故防止の推進
- ② 飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶
- ③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進

八幡堀



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課 交通安全対策室

TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全

検索

と検索してください。

滋賀県応援寄附(ふるさと納税)
～キラリと光る滋賀の交通安全～

交通安全の普及啓発や道路整備
など、交通安全対策に活用します。
交通安全に支援をお願いします。

※ 詳しくは、右のQRコードから



この印刷物は再生紙を利用しています。

令和5年度 滋賀県交通安全 スローガン

事故ゼロに！
思いはひとつ
滋賀の道

通学路
ゆるる笑顔の
滋賀ナンバー

じてんしゃも
ほこうしゃゆうせん
まもろうね

子どもと高齢者を始めとする 交通事故防止の推進

令和5年中の県内における子どもの事故、
高齢者の事故の発生件数は、前年に比べて
増加しています。

高齢運転者は、体調がすぐれない時、
天候が悪い日や夜間・通学時間帯、長
距離の運転を控える「三方よし運転」
を心がけましょう。



★ 運転者の皆さんは ★

車を運転中に子どもや高齢者、障害者を見かけたら、
徐行または一時停止するなどして、その行動に十分注
意して運転しましょう。また、夕暮れ時は、早めのライ
ト点灯を心がけ速度を落として運転しましょう。

★ 歩行者の皆さんは ★

道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用して
信号の遵守や左右の安全確認など、交通ルールを守り
ましょう。また、夜間は、明るい色の服装や反射材用品
を身に付けましょう。

飲酒運転・妨害運転等の 危険運転の根絶

飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。飲酒運転を
「しない・させない・許さない」環境づくりに努め、
地域全体で飲酒運転を根絶させましょう。

妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を受けた場合は、
交通事故に遭わない場所に避難、
ドライブレコーダー等を活用してトラブルの状況を撮影、
110番通報をしましょう。



★ 飲酒運転ダメ！絶対に！★

「少ししか飲んでないから、少しの距離だから、いつ
もの道だから、自分は事故を起こさない」など、勝手に
理屈による飲酒運転の代償は大きく、取り返しのつか
ない悲惨な交通事故を招きます。
また、周囲の人も車を運転する人にお酒を勧めない
ことを徹底し、飲酒運転を「しない、させない、ゆるさな
い」を呼びかけましょう。

★ 妨害運転の根絶 ★

妨害運転は重大な交通事故につながる悪質・危険
な運転行為です。十分な車間距離を保ち、無理な追い
越しや割り込みは絶対にやめましょう。

自転車等のヘルメット着用と 交通ルール遵守の徹底

令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車
（いわゆる電動キックボード等）に関する新たな
交通ルールが適用されました。

自転車や電動キックボード等も交通ルール・
マナーを遵守して運転しましょう。

自転車や電動キックボード等を利用する場合は、
ヘルメットを着用しましょう。



★ 新しい自転車安全利用五則を守りましょう ★

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

★ ヘルメットを着用しましょう ★

令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメッ
ト着用が努力義務化となっています。
自転車事故で亡くなられた方の多くは頭部に致命傷を
負われていることから、ヘルメットを着用しましょう。

横断歩道利用者ファースト運動の推進 ～ 横断歩道は歩行者優先!! ～

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時
停止状況について、令和4年にJAFが調査した結果、

全国平均 39.8% に対して

滋賀県は 33.3% の結果でした。

横断歩道を通過する際は、速度を落として、
歩行者の有無を確認し、道を譲りましょう。



★ 運転者の皆さんは ★

信号機のない横断歩道の手前には、『横断歩道あり』
の道路標識や路面標示(ダイヤモンド)が設置されて
います。歩行者や自転車が横断しようとしているとき
は、横断歩道の手前で一時停止しましょう。

★ 歩行者の皆さんは ★

道路を横断するときは、左右の安全確認をして、車
が停止してから横断しましょう。道をゆずってくれた
運転者には、可能な限り感謝の意思表示をして、お互
いに気持ちよく道路を利用しましょう。